

支部ニュース

団東京

2010年7月 No. 440

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 8・4チチハル事件第一審判決を超えて……………佐藤香代
- 第24回 憲法フェスティバル「私の憲法」開催の報告……………並木陽介
- 三多摩憲法のつどい実行委員会に参加して……………鈴木麻利江
- カリヨン子どもセンターの子ども担当弁護士を経験して……………細永貴子
- 大田九条の会五周年記念……………中川千栄子
- なんでも相談会／7・16上野駅前街頭宣伝
&労働・生活相談会に参加しよう♪……………川合きり恵・中川勝之
- 若手学習会企画
- 東京合同法律事務所の創設とその時代（事務所紹介）……………泉澤 章
- 第22回支部ソフトボール大会は10月29日（金）に決定！！
- サマーセミナーへのお誘い
- 幹事会議事録
- 日誌



8・4チチハル事件第一審判決を超えて

台東協同法律事務所 佐藤 香代

第1 不当な第一審判決

2003年8月4日に中国黒龍江省チチハル市において起きた、大規模な毒ガス被害事件（以下、「チチハル事件」という。）について、被害者及びその遺族ら48名は、2007年1月25日、日本政府に対して損害賠償請求訴訟を提起した。

そして、今年5月24日、その第一審判決が言い渡された。しかし、内容は、原告らの苦しみや痛みに応えるものとはならなかった。

翌日、メディアは、「旧日本軍が広範囲に毒ガス兵器を残したり捨てたりしたことが事故を招いたと認めながらも、個別の被害の責任は否定する。そんな論法は分かりにくい」（2010年5月25日付け中国新聞社説「遺棄毒ガス判決 救済の道考えられぬか」より）などとして、裁判所の姿勢に疑問を投げかけた。

今回の判決の論法のおかしさは、誰の目から見ても明らかであった。

第2 中国人への人権侵害を正当化するような論理

旧日本軍が敗戦の前後において、中国大陸に大量の毒ガスを遺棄・隠匿してきた事実は、これまでの毒ガス事件に関する訴訟のすべてにおいて明確に認められている。

旧日本兵は、毒ガスの危険性を十分に知りながら、国際社会からの批判を恐れて、毒ガスを河川に捨てたり、地中に埋設するなどして遺棄・隠匿した。こうした中国大陸に残された毒ガスは、日本政府が認めているだけでも40万発と言われており、戦後、間もない時期から、たくさんの罪のない市民を傷つけてきた。しかしながら、従来の毒ガス事件に関する判例では、毒ガス兵器が中国の広範囲に配備されており、遺棄地点の多くがいまだ特定されていないことなどから、日本政府が毒ガス被害の発生を未然に防止することはできなかったなどとして、その責任が否定されてきた。



しかしながら、弁護団は、度重なる現地調査の結果、チチハル事件については、以下のような特殊性があることを見出し、その立証に成功した。

すなわち、まず、チチハル市という地域自体、「関東軍は、昭和14年（1939年）、チチハルにおいて、化学兵器の研究、実験業務等を扱う化学部（通称516部隊）を、昭和17年（1942年）（中略）編成し、終戦時まで駐屯した」（一審判決）と認定されているように、化学兵器の研究、実験、演習の拠点地域であったことである。

その上、チチハル事件の発端となった毒ガス入りのドラム缶5本が発見された現場が、「戦中、（旧日本軍の）チチハル飛行場の近くであり、旧日本軍第516部隊の弾薬庫とし

て使用されていた」（一審判決）という事実をも明らかにした。

このように、本件事件の発端となった毒ガスは、毒ガスの研究・実験チームとも言うべき旧日本軍 516 部隊の弾薬庫跡地から発見されたものだったのであり、毒ガスが存在する可能性が極めて高い場所だったのである。

こうした事情から、判決においても、国の担当者は、本件事故が発生した 2003 年 8 月までには、「チチハル市内における旧日本軍の駐屯地やその軍事関連施設付近に存在する毒ガス兵器が、付近住民と接触することにより、付近住民の生命・身体に危害を及ぼすことを予見することは可能であった」とされたのである。

にもかかわらず、判決は、結果を回避するための作為義務の存否に関する判断において、「調査地域をチチハル飛行場の場所及び本件軍事関連施設の場所に限定できれば、本件事故発生までに本件毒ガス兵器を発見できた可能性が考えられないわけではない」としながらも、「チチハル市内あるいはチチハル飛行場の場所及び本件軍事関連施設の場所の探索を他の地域よりも優先すべきであったと認めることはできない」などとして、結局、国の「法的責任は認め難い」と結論付けたのである。

日本政府は、チチハル市内の旧日本軍の軍事関連施設付近における事故の発生を予見することができたと認めながらも、優先して探索する必要がないなどという立論は、いわば見殺しを許す論理であって、到底納得しうるものではない。

この判決を聞いた原告らは、「いつまで日本政府は、中国人の命で毒ガスを探し続けるのか」と訴えた。

第3 被害実態から目を反らした裁判所の姿勢

さらに、今回の判決において厳しく非難されなければならない点は、裁判所が、原告らの深刻な健康被害の実態を無視したことである。

弁護団は、民間支援団体「化学兵器 CARE みらい基金」と共同して、2006 年から 3 度に亘り集団検診を独自に実施してきた。そして、膨大な検査データを医師団とともに分析し、毒ガスがもたらす深刻な健康被害の実態を法廷で明らかにしてきた。

中でも大きな成果は、毒ガスがもたらす神経障害を明らかにしたことである。

毒ガス被害者の多くが、今も就労ができないと訴えている。その原因をよく聞くと、被害者は一様に、疲れやすい、力が出ない、少し働こうとすると大量に汗が出て動悸がし、気分が悪くなる、ものが覚えられなくなった、集中力が続かないなどの症状を訴え、それゆえに就労ができないというのであった。

本件事件での原因物質となったのは、イペリット及びビルイサイトと呼ばれる毒ガスである。そして、かかる毒ガスが与える健康被害に関する従前の研究においては、呼吸器障害や免疫力の低下、目の障害、皮膚障害などが典型的症状とされてきた。

しかし、チチハル事件の被害者たちが訴える上記のような症状は、典型的な症状のみでは到底説明しうるものではなかった。

2006 年に実施した初回の集団検診に参加した内科医は、こうした症状の特殊性から、神経が障害されているのではないかと推測し、2008 年の集団検診から、神経内科医の参加を呼びかけた。

そして、神経内科医による多角的な検証の結果、チチハル事件の原告らの極めて多くの

者に自律神経障害や、高次脳機能障害が生じている事実を突き止めた。

自律神経とは、体内の呼吸、消化、吸収、循環、分泌などの活動を不随意的に調節する神経で、自律神経に障害をきたせば、体内のバランスが崩れ、全身倦怠、疲れやすさ、頭痛、めまい、のぼせ、緊張、動悸、吐き気、頻尿などのさまざまな症状を呈する。こうした症状は、まさに原告らの訴えと合致したものであり、集団検診では、心電図検査等によって、自律神経の働きに異常が生じている事実を他覚的に確認した。

また、高次脳機能障害とは、まさに神経の中枢である脳に対する障害であり、具体的には、認知能力に支障を及ぼす。本件では、多角的な認知能力のテストの結果、被害者らの多くに顕著な記名力低下や構成障害が確認された。そして、こうした傾向は、20代30代の若者にも認められたのである。

集団検診に参加した神経内科医は、これほどまでに明らかな毒ガスがもたらす神経被害の実態について、今日まで、神経内科的見地から、十分に研究されてこなかったこと自体に驚くとともに、「就労ができないという訴えは、彼らの症状の重篤さから見て、無理からぬもの」と結論付けたのである。

しかしながら、裁判所は、こうした健康被害に関する合理的な訴えと立証からも目をそらし、原告らの神経障害を始めとする、今なお残る深刻な健康被害の事実について、判決において一言も言及することがなかった。

その一方で、裁判所は、判決の末尾「結論」の章において、「本件事故により原告らが受けた生命、身体への被害は甚大であり、その精神的苦痛、肉体的苦痛は極めて大きいものであったことは明らかである」などと付け足したのである。もし裁判官がそのように感じ、彼らの被害に胸打たれたならば、なぜ判決の中で、その被害実態に踏み込むことが出来なかったのか。こうした裁判官の姿勢は、到底真摯なものとは言えない。

第4 原告らにこれからもエールを！

このような不当判決の後も、弁護団は決して後ろ向きになったりはしていない。

なぜならば、この判決の前後を通して、原告たち自身が決して諦めることなく、懸命に前に進み続けているからである。

中国でチチハル事件の被害者が、前向きに生きていくことは簡単なことではない。彼らは、「毒ガス被害はうつる」との誤解のために差別を受けて、地域社会から排除されている。それに加えて、彼らを最も悩ませている自律神経障害、高次脳機能障害は、周囲からの理解や支援を受けにくく、家族の中でも居場所を失っている。

事件後、家庭生活が破綻して孤立を余儀なくされた者、勉強が遅れ退学を余儀なくされた少年、地域社会からの差別を避けるため遠方へ転居した者、同級生からのいじめを恐れて遠方の学校に通う子ども、身分を隠すため自分の名前さえも変えた少女、孤立に苛まれ自殺未遂をした者・・・、多くの悲劇が今日までに存在した。

しかし、この原告たちが、今、事件から7年の歳月を経て、立ち上がろうとしている。

彼らは、判決言い渡しに先立ち、中国国内での運動を展開するために、センターとなる事務所を共同で借りて、判決に備えた。

そして、彼らは、中国で弁護団から敗訴判決の報告を受けた後、「中国で記者会見をしたい」と言い出した。自らの身に起きたことを、正確に中国の国民に知ってほしいと訴え

た。記者会見には、事故当時9歳だった少女も、自ら名乗り出て参加した。

原告らを代表して来日した二名の原告も、判決言い渡しの翌日から、首相官邸前に立ち、懸命にビラを配り続け、被害を訴えた。子どもたちのこうした成長ぶりは、保護者をも驚かせるものであった。

悲劇から目を背け、目立たないように生きていこうとしていた彼らが、今、団結し、ともにこの裁判に立ち向かい、自らの人生を取り戻そうとしている。

この判決前後の原告たちの意識の変革は、弁護団にとっても非常に大きな喜びであったが、私は、彼らを変えた背景にあるものは、これまでの市民、医師、弁護士の献身的な支援であったと思う。

裁判には、常に多くの傍聴人が訪れ、原告らの訴えに涙と拍手で応えた。集団検診に参加した医療従事者は、みな懸命に休みも取らず、原告らと向き合い続けていた。

こうした支援者の姿勢が、原告らをどれほど勇気付けてきただろう。その証拠に、原告らが作り上げた事務所内には、日本人支援者らの活動の様子を写した写真が多数展示されていた。

原告らは、この事件の後、健康を失い、仕事を失い、友人や家族を失い、そして人間としての自尊心を失って生きてきた。

失われたものを取り戻すことは本当に難しいけれど、新しく再生されるものもある。

原告らが教えてくれたことと、彼らのエネルギーを力に変えて、控訴審でも全力でぶつかりたい。そして、今度こそ、彼らの人権回復を実現したい。

どうか、今後ともご支援をお願いしたい。

以上



第24回 憲法フェスティバル 「私の憲法」開催の報告

旬報法律事務所 並木 陽介

1 憲法フェスティバルとは？

5月22日（土）第24回憲法フェスティバルを開催しました。

憲法フェスティバル（略して「憲フェス」）とは、「憲法への招待」を合言葉に、憲法の裾野を広げようと弁護士と市民が一緒になって実行委員会を作り、毎年5月に開催しているイベントです。

憲法企画にありがちな堅い講演ばかりでは肩が凝って仕方ありません。音楽や映画、劇など、毎年工夫を凝らして企画を立てて幅広い人々に楽しみながら気軽に参加してもらい、1年に1回でも憲法に触れ、憲法について考えてもらえるイベントにしたい、そんな気持ちが「フェスティバル」という名前に込められています。

1987年に第1回が行われ、今年で24回目を迎えました。

2 今年のテーマは「私の憲法」

憲フェスでは、毎年テーマを決め、それに沿ったイベントになるような工夫をしています。今年のテーマは、「私の憲法」でした。

憲法の存在は知っていても、それが自分たちを守るためのものだとは知らない人も少なくありません。そのような人々にも、自分にとっての憲法の意味を考え、憲法は自分のためにある、日本国憲法は「私の憲法」なんだと感じてもらいたいということから、市民の方の発案で決定しました。

3 今年の内容

今年の憲フェスは、チェ・ソンエさんによるピアノと三宅進さんによるチェロに始まりました。演奏はもちろん素晴らしいものでしたが、ショパンの曲を紹介する際には、戦争で国を追われた作曲者の背景に触れ、憲法9条の大切さを語るなど、色々な観点から曲を楽しめる舞台となりました。

これに続き、堤未果さん（ジャーナリスト）による講演「格差と貧困のアメリカから見える日本の未来～貧困問題と憲法」が行われました。政策により貧困に追い込まれ、戦争に駆り立てられるアメリカ国民の現状を紹介し、これは日本も進みつつある道であることを具体的な事例とともに示し、これを防ぐためにメディアの報道の仕方に注意する必要性が強調されました。



最後は青年劇場（劇団）による群読「見よぼくら一匁五厘の旗」。プロの役者の朗読の力強さが戦争と民主主義の意味を聞き手に考えさせる作品でした。この作品は、一匁（一銭）五厘で招集された兵隊が軍隊で虐げられた戦争の時代が終わり、戦争のない民主主義の時代を喜んでいたのも束の間、いつしか国民が置き去りにされる時代になってしまったことを嘆き、「今度こそ僕らは言う／困ることをはっきり言う」「僕らは今度は後へひかない」と国民が声を上げることの大事さを提起しています。

観客は約600人余り、多数いただいたアンケートからも、楽しみながら憲法に触れてもらい、少しずつではありますが、憲法の裾野が広がっていることが感じられます。

4 憲フェスの意義と今後

憲フェスの意義は、なかなか普段憲法に関心が向かない人にも、1年に1回でも憲法に触れ、考えてもらう機会をもち、憲法の裾野を広げていくという点にあります。憲法がないがしろにされている中で、憲法に関心を持つ人が一人でも増えていくことが、憲法の理念を実現し、よりよい社会への第一歩です。

来年は25回目、憲フェスが始まって四半世紀を迎えます。ビラ配布弾圧事件、高齢・母子加算、非正規雇用問題、基地問題など、25年前と比べてますます憲法の重要性が増してきています。

来年の第25回憲法フェスティバルは、5月集会の1週間後の2011年5月28日（土）に予定しています。今年以上に盛大に行い、より多くの方々に憲法への関心を深めてもらえるよう、既に少しずつ準備に取り掛かっています。

今年も多くの先生方にご協力いただき、ありがとうございました。来年以降も、市民の方がたと力を合わせ、よりよい企画を目指してまいりますので、さらなるご支援を宜しくお願い致します。

以上

三多摩憲法のつどい実行委員会 に参加して

三多摩法律事務所 事務局 鈴木 麻利江

三多摩憲法のつどいは、三多摩法律事務所をはじめとして、三多摩地域の労働組合や民主団体が構成された実行委員会が、毎年5月ころに集会形式のつどいを開催するというとりくみで、20年以上も前から継続しています。

今年のつどいは、昨年10月ころからその準備をはじめました。つどいでは、毎年、その時々的情勢をふまえて憲法について考えるテーマを設定しています。実行委員会では、核密約、米軍再編問題、日米安保50年、衆議院比例定数削減など、主要なテーマの候補としてたくさんの問題があげられました。何度か議論を重ね、今年度は日米安保条約の改定から50年の節目の年であるし、安保問題を軸にこれからの日米関係についてじっくり考えてみたいという意見が多かったため、安保問題をテーマに据えることにしました。



テーマが決まったあとの大問題は、一番大事なメインの講演者を誰にするかです。何人か候補者が挙がりましたが、予定が合わない、講演料が高いなど、いろいろと事情があったと思うようにいかず、例年に比べて準備が遅れていたこともあり、焦りが出はじめたころ、実行委員のひとりから東京新聞の編集委員をしておられる半田滋さんはいかがかという声があがりました。半田さんは、防衛庁の取材を長年担当され、自衛隊や日米安保の問題に精通されているということで、今年度のテーマにぴったりの方であると実行委員会で確認し、早速お願いをしたところ、快く引き受けていただくことができました。

講演者が決まり、次はメイン講演の前のサブ企画の検討に入りました。折しも普天間をはじめ沖縄での基地反対の声が高まっているときでしたので、沖縄の三線（さんしん）の演奏はどうかという意見が出されました。ちょうど今年1月に事務所に入所した村井朗子弁護士が沖縄三線の同好会に入って演奏をしているとのことだったので、そちらをお願いをすることで決定しました。

こうして、すべての内容、構成が無事決まり、つどい当日の成功のために各方面にチラシを配ってもらったり、賛同金を募ったり、所員一同、オルグ活動に地域を駆け回りました。

そして迎えた5月28日（金）つどいの当日。この日、日米両政府は、普天間基地の移設先を沖縄県の名護市辺野古沖にすることを発表しました。この間の情勢の動きや反対運動の盛り上がりから、日米関係への問題意識が高まっていたこともあって、およそ160名の方々が会場に足を運んでくださいました。三線の演奏は、沖縄の人々の思いをのせた歌詞と沖縄独特のメロディーが胸に響き、素晴らしい演奏でした。半田さんの講演は、基地の現状など米軍再編の真実に焦点を当てたお話でしたが、長年踏み込んで取材をされているだけに、米軍と自衛隊で何が行なわれているのかなど、危険な実態を知ることができ、私自身とても勉強になりました。半田さんへの質疑応答では、半田さんも驚くほどたくさんの質問が寄せられ、時間が足りなくなるほどでした。

私は、昨年事務所に入所したばかりであり、今回実行委員としてはじめてつどいの運動にとりくみました。当日は司会を務めさせていただき、とても緊張しましたが、参加者のみなさんのたいへん充実した気持ちが伝わってきて、とてもよかったですと思います。



カリヨン子どもセンターの子ども 担当弁護士を経験して

旬報法律事務所 細永 貴子

1 はじめに

私は、弁護士になりたての今年2月末から4月末ころにかけて、カリヨン子どもセンターの子ども担当弁護士（通称「子担」（こたん））を経験しました。当時、少年事件も家事事件も扱ったことがなかった私にとって、この1件が子どもの事件第1号となりました。とても興味深く、重要な活動であると思いますので、皆さまに子担の活動をご紹介します。



2 カリヨン子どもセンターとは

皆さんは、「カリヨン子どもセンター」（以下、「カリヨン」と言います。）をご存知でしょうか。カリヨンは、虐待などで行き場を失くした子どもたちのためのシェルターや自立援助ホームを運営する社会福祉法人です。

「子担」とは、カリヨンの施設に入居する子どもをサポートして、親や学校などとの環境調整や場合によっては法的手続きを行う弁護士のことです。以下で、私が担当した件でどのような活動をしたのかについて、紹介します。

3 子担としての活動の概要

（1）事案の概要

私が担当した子どもは、当時17歳、都立高校の2年生の少女で、母と小学校3年生の妹と、母の彼氏（内縁の夫？）と一緒に生活保護を受けて生活していました。カリヨン入所の約3週間前に友だちと一緒に家出をし、母の出した捜索願を受けた警察に保護されましたが、本人が帰宅を拒否し、児相の受け入れも不可能だったので、カリヨンへの入居となりました。母のネグレクトと母の連れてきた男からの性的虐待が疑われる事案でした。

（2）子担の活動

私が子担として行ったのは、①子どもの安全確保、②親との関係調整、③シェルターからの移転先の調整、④学校との連絡調整などでした。

① 本件では、生命の危険はありませんでしたが、母親の彼氏からの性的虐待が疑われたので、早期の家庭復帰には問題がありました。児相の人と一緒に家庭訪問を重ね、彼氏には出て行ってもらうことができました。

② 子どもが家庭復帰を望んでいたのも、お母さんとは、電話・家庭訪問、学校へ一緒に行って話をする等、かなりの時間を割いて話をしました。その中でお母さん自身の成育歴に起因する不安定な部分が見えてきたので、途中からはお母さんの話を聞くことにも重点を置くようになりました。

子どもとの関係では、親子面談を2回行いましたが、結局子どもの気持ちを分かってもらうことはできず、家庭復帰は実現しませんでした。

③ 家庭復帰を実現できなかったのも、児相の方に児童養護施設や自立援助ホームをあたっていただき、入居可能な施設を見学に行き、自立援助ホームに入居することに決まりました。

④ シェルターにいて、そうってしまった事情をプライバシーに配慮しつつ説明し、学校に行っていなかった期間についての特別の対応をお願いしました。学校の理解もあり、2年生の単位はすべて取得できましたが、本人の強い希望により、当時通っていた全日制から通信制の高校へ転校しました。

（3）現在

現在は、自立援助ホームで生活しています。アルバイトをして寮費を支払って生計を立てつつ、貯金をして将来の自立へ備えています。通信制高校も頑張っています。

（4）子担をする際に気をつけたこと

子担の活動において大切なことの1つは、子どもの話をじっくり聞いて、その意思を尊重しつつ、一緒に考えることだと思います。本人の希望が必ずしも実現できるわけではな

く（本件では母の家庭復帰拒否）、また子どもの「選択」が最善とは思えないとき（本件では高校をやめると言い張っていた）もたくさんあります。そういう場合には、私の意見（ケース会議の意見も含め）を伝えつつ、本人に考えてもらい、最終的には本人の出した結論を尊重する、というプロセスを経る必要があります。カリヨンを離れた後は、子どもが自分の足で立って歩いていかなければなりませんので、本人が納得してやる気になるよう、時間をかけて話をすることが大切だと思いました。

もう1つ大切なのは、児相やカリヨンスタッフ、学校の先生など、子どものために動いてくれる人たちと情報共有をし、常に協力して動くようにすることです。これは、多くの視点から子どもにとって最善の選択肢を検討し、その実現へ向けて道を探すという意味で重要であることに加え、協力体制を築くことによって、一人が背負いこみすぎないようにするという意味でも大切なことだと思えます。実際私も、子どもや親から無理難題（？）を突き付けられ対応に苦慮していましたが、児相やカリヨンのスタッフの方々がアドバイスを下さり、時には私の代わりに子どもと話をしてくださったので、最後まで折れずに頑張れたのだと思います。

4 感想

子担の活動を経験して、カリヨンのように児相と連携を取りながら子どもの安全確保・環境調整等を行う施設がとても重要な役割を果たしていることを知りました。

本件は、児相の観点からは緊急の保護は必要ないと判断されていたので、もし

カリヨンに入居していなければ、彼女は一時的に家に戻って、またすぐ家を出て放浪していたことでしょう。実は、家出中に性風俗でアルバイトをするようになっていたので、「生活のため」という言い訳のもとに性風俗の世界に入っていたらと思うかもしれません。カリヨンにつながってくれて本当に良かったと思います。

子担の活動を通じて、母親から拒否されて行き場を失った子どもの行きつく先が性風俗しかない、という現実の厳しさ・理不尽さを痛感しました。皆さんにもカリヨンの活動を知っていただき、過酷な環境におかれている子どもたちの支援にご協力いただければ幸いです。



大田九条の会五周年記念

アフガンに命の水を～復興に武器はいらない～

東京南部法律事務所 事務局 中川千栄子

「ペシャワールの会 中村哲医師講演会」を成功させて

東京南部法律事務所あげてその結成に大きく関わった「大田九条の会」は今年10月5周年を迎えます。その記念企画として6月15日に、アフガン復興支援にずっと取り組んでいるペシャワール会の中村哲さんの講演会を行いました。

本番当日は、大田区で一番大きな蒲田のアプリコ大ホールが満席、第2会場として用意した小ホールもほぼ満席の1600名の参加でした。

開場1時間以上前から列ができて、人気アーティストのライブの入場前みたいに「最後尾」のプラカードを持って要員が案内をしました。ペシャワール会のHPや朝日新聞で紹介された直後から、連絡先が南部事務所となっていたため、前売り券の申し込みが殺到。土曜日などは業務の電話より前売り券申し込みの電話の方が上回るほどでした。多くの人がペシャワール会の活動を支援していることを知りました。中村哲さんがこんなに人気者だったとは驚きです。

大田九条の会は講演会実施を決めてから約3ヶ月間、DVD「アフガンに命の水を ペシャワール会26年目の闘い」(03年から6年の歳月をかけ全長約24キロの用水路を築いた中村医師はじめ日本人青年、共に働いた延べ60万人のアフガン人の活動の記録)の上映に取り組んできました。区内の地域九条の会や労組の他に、都営住宅の自治会、若手医師・看護師の会、塾経営者などから上映会の申し込みがあり、30カ所以上で延べ500人の人が鑑賞しました。DVDを鑑賞すると中村医師の話を直接聞いてみたくなり、このことを人に広げたいのです。どうしてこのような活動ができるのか、中村医師を動かす原動力は何なのか、その答えを確かめたいのです。

「重機を使っていたら聴診器の使い方を忘れてしまった。」「自分に出来ることがあれば見過ごすことが出来ない、ここで引き下がっては男がすたる」「名もない英雄がたくさんいてこの世界が保たれている」「家族と一緒に食事ができて故郷で暮らせること、当たり前なのが人間本来の姿」「己の考えや立場を押しつけず、地域の人々や自然に耳を傾ける」「憲法九条は日本人が留めおく掟」「支援は上からの押しつけではなく…」などなどこれらはアンケート「(中村哲医師の講演で)印象に残ったところをお書き下さい」という項目の回答の一部です。210通寄せられたアンケートはどれもびっしりと感想が書かれていました。10～20代の多くが「中村哲さんの生き方に感銘した。自分にできることから何か始めたい」と書いています。中村さんのトツトツとした偉ぶったところが少しもない語り口に惹きつけられ、アフガニスタンで起こっていることを自分自身の問題として考えるようになってしまうのではないのでしょうか。



参加者の中には「九条の会」を全く知らない方がけっこうな割合でいたようです。「九条の会は初めて聞いた。京都の九条のことかと思った」「ペシャワール会の講演会だと思ってた。九条を変えてはいけないと思った」などのアンケート回答が複数ありました。こういう方々に「九条の会」を広げられたことも大きな成果だと思います。

講演会成功を力に今後も九条の会らしい活動をしていきたいと思えます。

今年2月、岩波書店から澤地久枝さんと中村哲さんの対談集「人は愛するに足り、真心は信ずるに足る」が出版されました。澤地さんは売れる本を作って印税をペシャワール会の支援にしたいと、この本を書いた動機を語っています。講演会に一聴衆として参加された澤地久枝さんの特別挨拶があったことも講演会をさらに盛り上げました。



なんでも相談会

弁護士法人 まちだ・さがみ総合法律事務所 川合 きり恵

5月29日（日）、町田駅カリヨン広場で、なんでも相談会を開催しました。晴天に恵まれ、76人の参加者が集まり、41人・延べ54件の相談がありました。

三多摩地域で、地域の貧困問題に取り組む若手弁護士のプロジェクトチーム内で、町田で相談会を開くことを提起されました。実行委員会を結成し、地域の団体に広く声をかけていく中で、地域団体の交流の活性化を目指す目的が加わりました。



旗びらきやメーデー前夜祭等で協力を呼びかけ、参加団体は、町田で13団体（東京土建町田支部、都教組町田支部、町田地区労、民青、町田地区委員会、学童青年部、共産党町田市議団、生活と健康を守る会、年金者組合、町田民商、新婦人、病院労組、当事務所）となりました。自由法曹団東京支部と三多摩地域弁護士の、準備段階からのアドバイスと協力がありました。

当日は、学童保育の保育士を中心に、べいごま・お手玉・大縄跳び等伝承遊びのイベントを行いました。楽しく入りやすい雰囲気のおかげか、通りすがりでも14人の相談者が来ました。参加者は、団体の中でも若手を中心に声をかけたため、老若男女が幅広く参加し、活気のあるものとなりました。



相談内容は、解雇されそう等の雇用の問題が11件、5日間ろくに食べていない等の生活保護の相談が4件あり、町田地域の方が生活に逼迫した問題で、相談する窓口がなくて

悩んでいる現状を実感しました。住宅、税務、年金等複数の分野にまたがる相談や、法律問題にとどまらない相談があり、相談員として幅広い分野の専門家が集まったことを生かし、協力して知恵を絞りました。

次はいつ開かれるのかという問い合わせや、次回は参加したいという地域の税理士事務所からの応援の声があり、地域に浸透しつつあります。

自由法曹団の各地での貧困問題に対する取り組みを参考にさせていただきつつ、毎年1回、継続的に開催する予定です。今回は、初めてで手探り状態ではありましたが、今後、相談会に出て来る相談内容に問題意識を持ち、地域の問題点について各団体と連携して取り組みたいと考えています。



7・16上野駅前街頭宣伝&労働・生活相談会に参加しよう♪ 事務局次長 中川勝之

7月11日の参議院選挙で政治情勢はどうか分かりませんが、比例定数削減阻止等、秋の闘いは大変な気がします。特に司法修習生の給費制維持の大運動も求められています。選挙後最初の7・16宣伝&相談会を元気よく成功させましょう♪今回は給費制維持の宣伝・署名集めに取り組む予定です。

日 時：7月16日（金）午後5時～7時

場 所：上野駅前マルイシティ前

若手学習会企画

新人弁護士ないし若手弁護士を対象として、下記要項にて、学習会（事件検討会）を開催します。

記

日 時 10（平成22）年7月23日（金）午後5：30～午後7：30

場 所 団東京支部

講 師（基調報告） 並木陽介団員（旬報法律事務所）

テーマ 「七転び八起きの『実践！労働事件』」

前半部分において、並木陽介団員（60期）を報告者として、実際に取扱った事件をもとに、相談を受ける際に気を付けた聴取のポイント、資料収集、手続選択、解決に苦労した点などを含め基調報告をしてもらいます。

後半部分においては、事件報告についての質疑、あるいは、実際に新人・若手の先生方において担当されている事件に関して、相談、議論する時間などを設けたいと考えています。

これから労働事件を扱われる方、実際に担当している事件で悩みのある方、労働事件に

苦手意識を持っている方など、とても参考になる内容になることと思います。

皆さんお誘い合わせの上、奮ってご参加下さい。

学習会の後には、懇親会（新人は無料）も予定していますので、ご都合がつく方は併せてご参加下さい。



東京合同法律事務所の創設とその時代

東京合同法律事務所 泉澤 章

東京合同法律事務所は、日本の敗戦からまだ6年も経っていない1951年（昭和26年）1月、港区琴平町（今の虎ノ門1丁目あたり）にあった木造トタン屋根造りの元町工場で産声をあげました。

東京合同法律事務所の設立は、“新生”自由法曹団と切っても切り離せません。戦前の弾圧で一度は解散し、日本の敗戦と民主化によって、やっと息を吹き返した自由法曹団でしたが、冷戦の激化とアメリカ占領軍による占領政策の転換によって、再び弾圧の危機が迫ります。そのような困難な時代を迎える中、自由法曹団に集っていた中心的な弁護士が、それまで自由法曹団が使っていた建物に、新たに法律事務所の看板を立てました。これが東京合同法律事務所の始まりとなりました。その後、日本中に続々と設立された、いわゆる民主的共同事務所の、まさに先駆けとっていい事務所の誕生でした。

事務所の設立メンバーは、戦前からの弁護士で、ともに天皇制政府の弾圧によって逮捕、投獄された経験のある岡林辰雄、青柳盛雄、小澤茂らと、戦後新憲法の下で弁護士登録した大塚一男（1949年登録・1期）、上田誠吉（1950年登録・2期）、平林正三（同）、大蔵敏彦（同）らの7人でした。

事務所設立当時、巷にはまだ敗戦直後の雰囲気の色濃く残っており、多くの人びとは貧困にあえいでいました。労働運動は高揚していましたが、アメリカ占領軍によって共産党員やその同調者とみられた者が職場から追放される「レッドパージ」が全国で吹き荒れ、労働争議は力で弾圧される、やがて朝鮮戦争の勃発で再軍備がおこなわれる、そういう時代でした。

そのような激動の時代にあって、東京合同法律事務所設立当時の弁護士たちが主に担ったのが、1949年に発生した松川事件をはじめ、米軍占領期に労働組合や民主的活動家を標的にして発生した数多くの弾圧事件でした。当時事務所の弁護士は、東京だけではなく、関東甲信越の弾圧事件を一手に引き受け、裁判があると長期間事務所に帰ってこないことも、珍しくはなかったといえます。

後に多くの団員に引き継がれる「大衆的裁判闘争」を生み出した松川事件のたたかいは、1951年当時、まだ一審判決が言い渡された直後で、死刑5名を含む全員が有罪という時期でした。民主化もまだ芽生えの時代であり、世相も、これらの弾圧事件は共産党や労組がやったものだろうという風潮が強く、弁護士たちは極めて困難な闘いを強いられました。

東京合同法律事務所の誕生は、まさにこのような荒海の時代へ向けての出航だったのです。

以上

第22回支部ソフトボール大会は 10月29日（金）に決定！！

恒例の支部ソフトボール大会、日時は10月29日（金）、会場は例年通り大井ふ頭中央海浜公園野球場に決定しました。

ワールドカップで盛り上がった雰囲気を、この大会でもいかに発揮しましょう。

今回、審判員だけの参加も募集しています。運営も去年以上に、楽しく！、スムーズに！、民主的に！、公平に！、をモットーに運営を考えています。野球やソフトが苦手な方も是非参加してください。多くの支部団員（女性も大歓迎）・事務所関係者の参加をお持ちしています。



サマーセミナーのお誘い

今年のサマーセミナーは、8月27日（金）午後1時～28日（土）午前12時までで、

甲府の湯村温泉で開催します。

内容は、以下の通りです。

1 27日は「裁判員裁判どう取り組む、どう闘う」と題して、裁判員裁判での弁護の実践的取組のポイントと適切な弁護のための工夫を裁判員裁判経験者の経験交流を通して議論し、深めてみたいと思います。

最初に実際には大半を占める「情状弁護の実践的工夫」として、裁判員裁判で情状弁護を経験された一之瀬団員の経験をもとに、議論をしたいと思います。特に裁判員に対しての「冒頭陳述」「証拠提示」「証人訊問」「弁論」の打ち出し方・アピールの仕方や裁判員への「わかりやすさ」のポイントについて、経験者とともに、裁判員の視点を参考にする工夫もしたいと思います。

次に、千葉での裁判員裁判で無罪をとられた浦崎弁護士をお招きして、無罪を勝ち取るための工夫や裁判員へのアピールポイントなどの工夫をうかがい、われわれが実際に裁判員裁判で「無罪」を勝ち取れるための基礎固めをしたいと思います。

また、全体の議論のコメンテーターとして、田岡弁護士と一橋大学の後藤昭教授にご参加いただくことになりました。裁判員裁判に取り組む（ことになっている or かもしれない）団員のみなさん、実践的議論を尽くして、「成果の上がる」裁判員裁判を取り組みましょう。

2 28日は、明治大学の山田朗教授に、「日韓併合100年を機会に日清日露戦争から現代東アジアの平和を考える」という題で講演をお願いしました。1時間30分ほど講演いただき、休憩後1時間ほど質疑応答をし、最後にまとめをいただくこととなります。

内容的には、過去の「侵略」の歴史を踏まえた未来への展望と運動提言を講演をお願いしております。大逆事件100年でもあることを踏まえてみると「戦争、植民地支配、言論弾圧」は一セットであり、戦争と内政への影響、マスコミのあり方が大きく関係しており、現代において「新しい戦争」への協力体制が生まれ、アジアへ影響を及ぼしている点に言及されるということです。

また、現在の東アジアでの「北朝鮮」と「中国」の存在についても、両国の実態と「本音」及「軍拡モード」を「軍縮モード」に切り換えてゆくためにどう取り組むか、など極めて現代的・実践的テーマについてもお話しいただく予定です。

まだ山田教授の講演の内容は固まりきっているわけではないので、「この点も聞きたい」「あの国の動きも聞ければ」という要望がございましたら、団支部のMLでどしどしご要望ください。

6月幹事会議事録

10人参加

●国民救援会東京都本部からの訴え

全支部で民パトしよう、干渉・弾圧は許さない、カンパもよろしくお願ひしたい

●弾圧対策本部からの報告

6月11日に都選管，裁判所，警視庁に申し入れ、各地で学習会実施中，干渉事例が8件報告されている。のぼりについて警告があり（月島）、赤旗配布中に民家の塀に足をかけた（八王子）→追跡調査、新婦人謀略ビラ（戸山等3カ所）

●修習生給費制問題について

<黒澤団員からの報告と訴え>

団本部で「対策本部」ができた。すでにロースクール志願者が激減。最大時の5分の1。「ハイリスクノーリターン」と評判が悪くなっている。団の将来とかかわる，根こそぎ，団の先細りを危惧する。修習生の7月集会が「精神的・経済的困難」のため縮小・不開催も

市民集会がどんどん開かれる予定。署名は市民の反応がよい，説明すれば分かってもらえる。若手弁護士らでビギナーズネット結成し、独自ビラ・アンケート・ホームページ等の取り組みが始まっている。

日弁連も団を頼りにし、取り組みが求められている。日弁連会長ルートは消費者系の団体で今動いているが、逆にその他のコネがない，宣伝も慣れていない

<討論>

宣伝・署名活動の取り組みを各事務所で。議員要請で否定的な反応はないが「世論が後押しすれば」という反応。仁比議員は議連作ろうと呼びかけしている。

教育の平等との関係～職業選択の自由か

「借金があると人権活動しない」というのは反発を受ける。国の司法の担い手を育成するのは国家の任務と理解してもらうことが大事ではないか。

人類史的には法曹の公費育成は画期的，戦後の日本だけ。ただ、これは人権問題か。人権問題につながっているとはいえるが，市民には特権ととらえられる。

究極的にはロースクールに始まる司法改革全体の問題ではある。

●東京憲法会議の後任について

<山本団員から>東京憲法会議幹事長を5月末に降板。後任を支部で選定するよう要望

●若手学習会

7月23日（金）並木団員を講師として開催～労働審判申立を念頭に，受任から終了まで各事務所で参加確認を

●サマーセミナー

宿は問題なし、初日は裁判員裁判，2日目は山田先生の講演。

裁判員裁判は団員の体験談のほか，弁護士でない人からのコメントもらう

山田先生とは連絡が取れて打ち合わせができています

●築地市場移転問題

<情勢>豊洲移転について、6月末で実験終了、7月から8月の結果を踏まえて都は売買契約をするかまえ。現在地再整備案について、民主党が公募した。議会が単独で6月21、22日に大阪の現在地再整備を視察。

<団支部としての取り組み>

秋にシンポを企画、それを結節点として市場見学、資料集作成、関係者聞き取り等実施する。シンポをするとき都議会の動きを反映するのに議員に報告求めシンポに出てもらう仲卸の「市場を考える会」も参加させたい、実行委員会方式がいい。 以上



日誌 6月18日-7月9日

- 6月18日 自由法曹団改憲阻止対策本部会議
- 6月19日 自由法曹団組織財務委員会／自由法曹団常任幹事会
- 23日 支部幹事会
- 25日 自由法曹団事務局会議／自由法曹団労働問題委員会
- 7月 2日 自由法曹団将来問題委員会
- 6日 支部事務局会議／自由法曹団教育問題委員会
- 8日 自由法曹団給費生対策本部会議／自由法曹団司法問題委員会／自由法曹団改憲対策阻止本部会議
- 9日 自由法曹団治安警察委員会

先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表 (スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。(通算支払1,000日まで)
- ◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)
- ◎半年払(1月・7月払込)は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	790	4,440	960	5,410
30~34才	980	5,480	1,210	6,800
35~39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40~44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45~49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50~54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55~59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60~63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時(中途加入を含みます)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)

